

# 外ヶ浜町 第6期障害福祉計画

令和3年度～令和5年度

令和3年3月  
外ヶ浜町



# はじめに



平成18年度の障害者自立支援法の施行によって、障害種別にかかわらずサービスが利用できる体制になったことを踏まえ、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する「障害福祉計画」の策定が義務づけられました。

さらに、平成25年度には、障害者自立支援法が改正され、障害者総合支援法として施行され、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の対象となる障害者の範囲の見直しや、相談支援の拡充が行われ、これまで制度の谷間に置かれていた難病患者を対象に加えるなど、きめ細かい支援が進められています。

当町としても、平成18年度から平成20年度までを第1期として「外ヶ浜町障害福祉計画」を策定し、3か年ごとに第2期、第3期、第4期、そして令和2年度を最終年度とする「第5期外ヶ浜町障害福祉計画」を策定し、障害のある方のニーズを踏まえ、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めてきたところです。

このたび第5期計画の終了に伴い、国の基本指針に即しつつ、当町の実情を踏まえた「第6期外ヶ浜町障害福祉計画」を策定したところであります。

今後は、この計画のもと、障害者施策のさらなる推進に努めてまいりますので、町民の皆様には本計画の趣旨と重要性をご理解いただき、豊かな福祉社会を実現していくため、より一層のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画策定にあたりお力添えをいただきました多くの方々に厚くお礼を申し上げます。

令和3年3月

外ヶ浜町長 山崎 結子

## 目 次

第1章 計画策定の概要	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
第2章 障害者を取り巻く状況	7
1 人口構成	7
2 障害者数の動向	8
(1) 障害者手帳等所持者数の推移	8
(2) 愛護手帳所持者数の推移	9
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移	9
(4) 障害支援区分認定者数の推移	10
第3章 障害福祉計画	13
1 成果目標等に関する事項	13
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	13
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	13
(3) 地域生活支援拠点等の整備	13
(4) 福祉施設から一般就労への移行	14
(5) 障害児支援の提供体制の整備等	14
2 障害福祉サービス等の見込量	15
(1) 訪問系サービス	15
(2) 日中活動系サービス	16
(3) 居住系サービス	20
(4) 相談支援	21
(5) 障害児支援	22
3 地域生活支援事業	24
(1) 必須事業	24
①理解促進研修・啓発事業	24
②自発的活動支援事業	24
③相談支援事業	24
④成年後見制度利用支援事業	25
⑤成年後見制度法人後見支援事業	25
⑥意思疎通支援事業	25
⑦日常生活用具給付等事業	26
⑧手話奉仕員養成研修事業	26
⑨移動支援事業	26

⑩地域活動支援センター.....	27
(2) 任意事業.....	28
①日中一時支援事業.....	28
②自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業.....	28
<b>第4章 計画の推進体制.....</b>	<b>31</b>
1 計画の推進に向けて.....	31
(1) 制度の周知.....	31
(2) 関係機関との連携強化.....	31
(3) 人材の育成・管理.....	31
2 計画の進行管理.....	32



# 第1章

## 計画策定の概要





# 第1章 計画策定の概要

## 1 計画策定の趣旨

我が国の障害保健福祉施策においては、障害者及び障害児が基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することをめざし、制度が整備されてきました。

平成15年に障害者自身が希望するサービス及びそれを提供する事業者や施設を選択し、契約に基づいてサービスを利用する「支援費制度」が施行されました。

さらに平成18年に施行された「障害者自立支援法」は、身体・知的・精神とそれぞれ別の制度体系で実施されてきた支援を3障害共通のもとで展開していくこと、働きたいと願う障害のある方がもっと働けるよう就労支援を強化していくこと、現在施設や病院に入所・入院中の障害のある方の地域生活移行を推進していくことなど、従来の障害者（児）支援の仕組みを抜本的に改革する内容になっており、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する「障害福祉計画」の策定が義務づけられました。

その後、平成25年度からは、「障害者自立支援法」が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として施行されました。

この法律では、障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲の見直しや支援の拡充を行うことを明記し、サービス提供体制の更なる計画的な整備を図ることとしています。

これまで、第1期から第5期まで、それぞれ3か年の計画を策定し、サービス提供体制の整備を進めてきましたが、令和2年度をもって第5期計画が終了することから、新たに第6期計画を策定するものとします。

## 2 計画の位置づけ

「外ヶ浜町第6期障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づいた障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する事項を定めるものです。

また、児童福祉法の改正により、「障害児福祉計画」を策定することが義務付けられましたが、障害福祉計画と一体のものとして策定することとします。

本計画は、「第2次外ヶ浜町総合計画」の施策を基本とし、これまでに策定された各分野の保健福祉関連計画との整合性が保たれた内容とします。

### 3 計画の期間

計画の期間は、障害福祉計画は第6期として、障害児福祉計画は第2期とし、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2

R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17

## 第2章

# 障害を取り巻く状況



## 第2章 障害者を取り巻く状況

### 1 人口構成

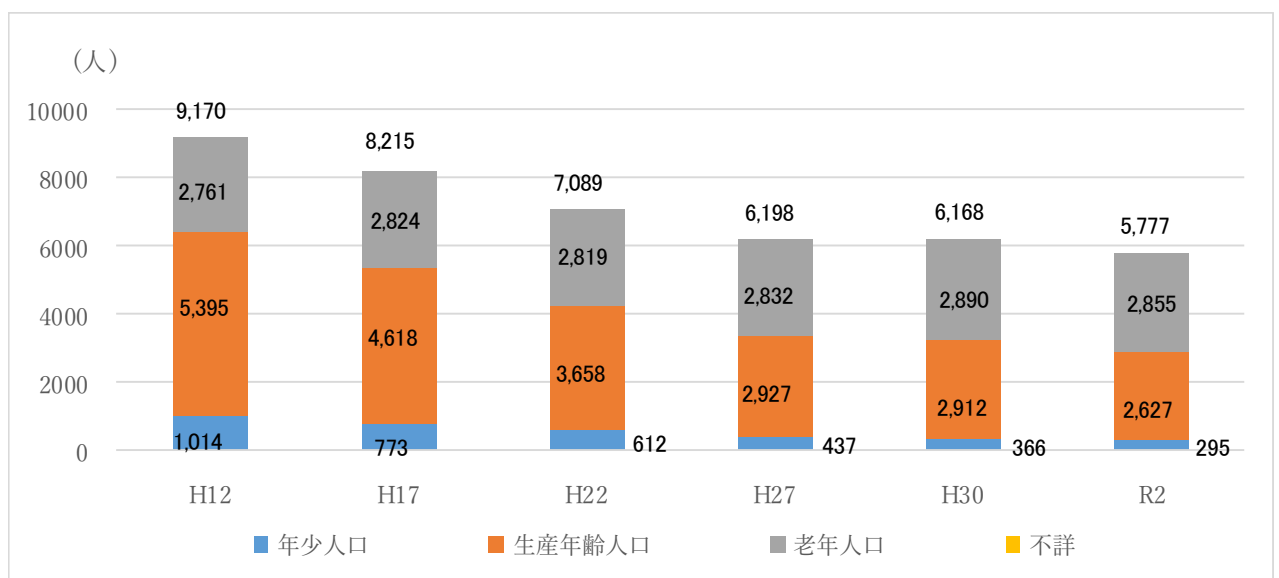
#### ・人口の推移

外ヶ浜町の人口推移を国勢調査で見ると、年々減少しており、平成27年度時点では6,198人となっています。年齢構成別に見ると、平成12年度に比べて年少人口が約600人減少し、さらに生産年齢人口については、約半分にまで落ち込んでいますが、反対に老年人口は増加しており、令和2年度時点での高齢化率が49.5%と高齢化が進んでいます。

#### ■人口の推移

	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	平成30年度	令和2年度
総人口 A (人)	9,170	8,215	7,089	6,198	6,168	5,777
年少人口 (0～14歳) B (人)	1,014	773	612	439	366	295
生産年齢人口 (15～64歳) C (人)	5,395	4,618	3,658	2,927	2,912	2,627
老年人口 (65歳～) D (人)	2,761	2,824	2,819	2,832	2,890	2,855
高齢化率 D/A (%)	30.1	34.3	39.8	45.7	46.8	49.5

※資料：国勢調査、平成30年度・令和2年度は住民基本台帳（令和2年4月1日現在）



## 2 障害者数の動向

### (1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、等級別に見ると、どの等級も横ばいあるいは減少しています。

減少の要因としては、手帳所持者の転出、高齢による死亡が考えられます。障害別に見ると、肢体不自由が全体の約半数と最も多く、次いで内部障害が多くなっています。

#### ■等級別・身体障害者手帳所持者数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1級	164	163	153	143	143
2級	62	61	59	57	52
3級	66	63	60	57	56
4級	95	95	95	95	94
5級	23	24	23	22	22
6級	27	26	26	26	25
合計	437	432	416	400	392

※各年度末現在

#### ■障害別・身体障害者手帳所持者数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
視覚障害	25	25	23	21	22
聴覚・平行機能障害	46	44	43	43	39
音声・言語機能障害	4	5	5	5	4
肢体不自由	224	220	208	195	187
内部障害	138	138	137	136	140
合計	437	432	416	400	392

※各年度末現在

**(2) 愛護手帳所持者数の推移**

愛護手帳の所持者数は、ほぼ横ばいで推移しており平成31年度末時点では、全体で75人となっています。程度別ではA判定が4割、B判定の割合が6割となっています。

**■愛護手帳所持者数の推移**

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A(重度)	39	39	38	37	36
B(中軽度)	36	35	36	37	39
合計	75	74	74	74	75

※各年度末現在

**(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移**

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、微増傾向で推移しています。割合としては、2級が約5割を占めています。

**■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移**

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1級	19	19	20	21	22
2級	24	30	29	27	26
3級	3	3	3	4	5
合計	46	51	52	52	53

※各年度末現在

**(4) 障害支援区分認定者数の推移**

障害支援区分とは、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもので、その度合いに応じ、区分1から区分6までの6段階で認定されるものです。障害福祉サービスを受けるための要件や、支給量、期間を定めるための基準となります。

平成31年度末時点で62人と横這い傾向で推移しており、区分別では、最も支援の度合いが高い「区分6」が一番多くなっています。障害別に見ると、精神障害者が全体の7割を占めています。

**■区分別・障害支援区分認定者数の推移**

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
区分1	7	4	3	2	2
区分2	9	11	12	8	11
区分3	14	11	9	10	10
区分4	9	12	11	10	12
区分5	6	8	11	11	11
区分6	20	17	16	15	16
合計	65	63	62	56	62

※各年度末現在

**■障害別・障害支援区分認定者数の推移**

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
身体障害者	15	14	13	11	12
知的障害者	4	4	6	6	6
精神障害者	46	45	43	39	44
合計	65	63	62	56	62

※各年度末現在



# 第3章

## 障害福祉計画



## 第3章 障害福祉計画

### 1 成果目標等に関する事項

#### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針として、平成31年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行、令和5年度末時点の施設入所者数を平成31年度末時点から2%以上削減としているため、現在、福祉施設に入所している方の中から、今後自立訓練等のサービスを利用したグループホーム等への移行を推進し、令和5年度末での数値目標を設定します。

#### ■施設入所者の地域生活への移行の実績及び目標値

項目	数値
平成31年度末の施設入所者数 (A)	26人
地域生活移行者数 (B=A×9%)	3人
新規入所者数見込み (C)	1人
令和5年度末の施設入所者数 (D=A-B+C)	24人
施設入所者数削減見込み (E=A-D)	2人 (7.6%)

#### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療・障害福祉・介護・住まい・社会参加（就労）・地域の助け合い・教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築が求められています。国の基本指針として、そのシステムを構築するために、福祉関係者による協議の場を各市町村（複数市町村による共同設置も可）に設置することとしています。

当町においては、令和5年度末までに町単独または近隣町村との広域による地域の実情に応じた協議の場の設置を目指します。

#### (3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点とは、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を持つ拠点を指します。国の基本指針としては、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することとしています。当町においては、近隣町村や町内の事業所と連携を図りながら、令和5年度末までに圏域での整備を検討します。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針において、令和5年度までに福祉施設利用者の一般就労への移行者数を平成31年度実績の1.5倍以上、就労移行支援事業の利用者数を平成31年度末から2割以上の増加、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とし、就労定着支援を開始してから1年後の職場定着率を8割以上としています。

平成31年度において、一般就労移行者数は0人、就労移行支援事業所の利用者は0人となっています。就労支援を行う関係機関との連携を強化し、一般就労へつながるよう支援していきます。また、町内には、就労移行支援事業所がないため、事業所の確保も含め就労移行率を高めるための施策検討をする必要があります。

##### ■福祉施設から一般就労移行への目標値

項目	平成31年度	令和5年度
一般就労への移行者数	0人	2人
就労移行支援事業所の利用者数	1人	1人
就労移行率が3割以上の事業所	0事業所	1事業所
就労定着支援を開始してから1年後の職場定着率（平成30年度から新設）		80%

#### (5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針において、令和5年度までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本としています。また、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本としています。

令和2年度に、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児支援の協議の場を設置することとしています。

このことから、当町においては障害児支援の提供体制の整備検討を進めつつ、地域の事業所や近隣自治体と協議、連携を図り圏域での設置に向けて検討します。

##### ■障害児支援の提供体制の整備等

項目	令和5年度
児童発達支援センターの設置	圏域1ヶ所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築する
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保	圏域1ヶ所
医療的ケア児支援の協議の場	圏域1ヶ所

## 2 障害福祉サービス等の見込量

### (1) 訪問系サービス

#### ①居宅介護

居宅において、入浴、排せつ食事等の介護及び調理、洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる支援を行います。

#### ②重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は難病等により常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護及び調理、洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助及び外出時における移動中の介護を総合的に行います。

#### ③同行援護

視覚障害により、移動が著しく困難な方に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護や外出する際に必要な援助を行います。

#### ④行動援護

知的障害や精神障害により、行動する際に著しく障害のある方に対して、行動する際に危険を回避するために必要な援助や外出時の援助を行います。

#### ⑤重度障害者等包括支援

障害支援区分6に該当し、意志の疎通が困難な重度の障害がある方を対象に、複数のサービスを包括的に提供いたします。

#### ■サービス利用の見込設定

居宅介護については、障害のある方の高齢化もあり、今後も利用者の増加が見込まれます。また、利用見込みがないサービスについても、ニーズが生じた場合に備えて、必要な人材の養成に努めるよう町内及び近隣の事業所に対して働きかけます。

#### ■実績と見込量（月平均）

区 分		第5期計画の実績			第6期計画		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	実利用者数	4	4	4	4	4	4
重度訪問介護	(人)						
同行援護	実利用時間	63	59	48	40	40	40
行動援護	(時間)						
重度障害者等包括支援							

## (2) 日中活動系サービス

### ①生活介護

障害者支援施設等サービスを適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要し、常時介護を必要とし、障害支援区分3以上（50歳以上の場合は区分2以上）の方に対し、身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

#### ■サービス利用の見込設定

過去3年間での実績において、大きな変化がないことから、ほぼ横ばいで推移すると想定し、サービス見込量を設定します。

#### ■実績と見込量（月平均）

区 分		第5期計画の実績			第6期計画		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人	34	35	34	36	36	36
	人日	769	782	745	828	828	828

### ②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練は、身体に障害のある方が地域で生活できるようにすることを目的とし、一定期間、身体機能・生活の機能向上のために必要な訓練など、他の必要な支援を行います。生活訓練は、知的障害又は精神障害のある方が地域での生活を送る上で、必要となる生活能力の維持・向上を図ることを目的とし、一定期間、生活の機能向上のために必要な訓練などの支援を行います。

#### ■サービス利用の見込設定

過去3年間での実績において、大きな変化がないことから、ほぼ横ばいで推移すると想定し、サービス見込量を設定します。

#### ■実績と見込量（月平均）

区 分		第5期計画の実績			第6期計画		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
機能訓練	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
生活訓練	人	0	2	2	2	2	2
	人日	0	54	54	40	40	40

### ③就労移行支援

障害のある方で、一般就労を希望する方に対して、一定期間（基本は24ヶ月以内の期間を設定）において生産活動やその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### ■サービス利用の見込設定

過去3年間での実績は少ないものの、今後地域移行を進めるにあたり微増で推移すると想定し、サービス見込量を設定します。

#### ■実績と見込量（月平均）

区 分		第5期計画の実績			第6期計画		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	人	0	0	1	1	1	1
	人日	0	0	16	20	20	20

### ④就労継続支援

#### ・就労継続支援A型（雇成型）

障害のある方で、就労移行支援事業を利用したが、一般企業等への雇用が結びつかなかった方や、支援学校を卒業して就職活動を行ったが雇用に結びつかなかった方を対象に、事業者と雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労へ向けた、知識や能力の向上のために必要な訓練を支援します。

#### ・就労継続支援B型（非雇成型）

障害のある方で、就労移行支援事業を利用したが、雇用に結びつかなかった方や、年齢や体力の問題から就労が困難な方を対象に、就労や生産活動の機会を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを支援します。

#### ■サービス利用の見込設定

過去3年間での実績において、大きな変化がないことから、ほぼ横ばいで推移すると想定し、サービス見込量を設定します。

## ■実績と見込量（月平均）

区 分		第5期計画の実績			第6期計画		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援A型	人	4	3	3	3	3	3
	人日	87	60	51	59	59	59
就労継続支援B型	人	8	9	9	9	9	9
	人日	152	163	166	166	166	166

## ⑤就労定着支援（平成30年度から新設）

一般就労へ移行した方を対象に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、生活リズム、家計や体調などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施します。

## ■サービス利用の見込設定

成果目標に基づき、令和5年度までに3人の就労移行、80%以上の就労定着を目指します。

## ■見込量（月平均）

区 分		第6期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	人日	1	1	1

## ⑥療養介護

医療機関において長期の入院による機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要し、常に介護を必要とする障害者に対して、主に昼間に病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の支援をします。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

## ■サービス利用の見込設定

療養介護の利用対象者については、利用者の特性から大きな変動は少ないと想定し、サービス見込量を設定します。

## ■実績と見込量（月平均）

区 分		第5期計画の実績			第6期計画		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	人	4	4	4	3	3	3



## ⑦短期入所

介護者等の病気などを理由により、一時的に本人の介護ができなくなった場合、障害のある方を対象に、夜間を含めて施設に短期間入所してもらい、入浴・食事・排泄などの日常生活上の支援をします。

## ■サービス利用の見込設定

過去3年間での実績はありませんでしたが、町内外の事業所と連携し、提供体制を整えることに努めます。

## ■実績と見込量（月平均）

区 分		第5期計画の実績			第6期計画		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所	人	0	0	0	1	1	1

### (3) 居住系サービス

#### ①共同生活援助（グループホーム）

障害のある方を対象に、夜間や休日において、共同生活を行う住居で、入浴・食事・排せつ等の援助をします。

#### ■サービス利用の見込設定

過去3年間の利用実績において、大きな変化がないことからほぼ横ばいで推移すると想定し、サービス見込量を設定します。

#### ■実績と見込量（月平均）

区 分		第5期計画の実績			第6期計画		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人	16	17	17	18	19	20

#### ②施設入所支援

夜間において介護の必要な方や、自立訓練・就労移行支援で通所が困難である方、又は単身での生活が困難な方を対象に、夜間における居住の場を提供し、入浴・食事・排せつなど日常生活上の支援をします。

#### ■サービス利用の見込設定

過去3年間の利用実績と成果目標に基づき、地域移行支援を充実させながら、サービス見込量を設定します。

#### ■実績と見込量（月平均）

区 分		第5期計画の実績			第6期計画		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	人	27	26	25	25	25	24

#### ③自立生活援助（平成30年度から新設）

障害者支援施設やグループホームから一人暮らしを希望する方が対象になります。一定期間、定期的な巡回訪問や随時対応により、生活力等を補う支援を行います。

#### ■サービス利用の見込設定

新しく始まるサービスということもあり、現在、町内に支援を行う事業所がないため、事業所及び利用希望者に情報提供をすることにより支援体制整備に努めます。

## (4) 相談支援

### ①計画相談支援

障害福祉サービスを利用する方が対象で、相談支援専門員が個々の状況に応じてサービス利用計画を作成し、障害福祉サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

### ②地域移行支援

地域移行支援は、入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する方に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行するための活動に関する相談を支援します。

### ③地域定着支援

居家で単身で生活する障害のある方等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急事態に対する相談や状況に応じた支援をします。

### ■サービス利用の見込設定

計画相談について、今後も障害福祉サービス利用者が増加するものと見込みます。地域移行支援、地域定着支援については、現在まで実績がありませんが、今後、地域移行を促進していく中で関係事業所と連携を進めていきます。

### ■実績と見込量（年平均）

区 分		第5期計画の実績			第6期計画		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	12	5	4	10	30	7
地域移行支援	人	1	0	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0	1	1	1

## (5) 障害児支援

### ①児童発達支援

障害のある未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を支援します。

### ②放課後等デイサービス

障害のある就学児童が学校の放課後や夏休み・冬休み等において、生活能力の向上のために必要な訓練を支援するとともに、自立の促進と放課後の交流の場を支援します。

### ③保育所等訪問支援

保育所や集団生活を営む施設を利用している、障害のある児童を対象に、指導経験のある児童指導員等が集団生活への適応のための支援をします。

### ④医療型児童発達支援

上肢・下肢または体幹機能の障害等で医療の必要な児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与・集団生活への適応訓練等を支援します。

### ⑤居宅訪問型児童発達支援

重度障害のある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。

### ⑥障害児相談支援

障害児通所支援を利用する児童を対象に、障害福祉サービスの決定をする際に、障害児支援利用計画書を作成するとともに、一定期間ごとにサービスの利用状況を検証します。

## ■サービス利用の見込設定

児童発達支援については、過去3年間は実績がありませんでしたが、それ以前の実績に基づき見込みました。放課後デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、障害児相談支援は過去3年間の実績から、横ばいに推移すると見込みます。また、町内及び近隣町村においても、これらを行う事業所がないのが実情であるため、障害のある児童やその家族が抱える不安やニーズを把握し、サービスを身近な場所で受けることができるように、各関係機関との連携を図ります。

## ■実績と見込量（月平均）

区 分		第5期計画の実績			第6期計画		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人	0	0	2	1	1	1
	人日	0	0	8	8	8	8
放課後デイサービス	人	1	1	1	1	1	1
	人日	22	19	19	20	20	20
保育所訪問支援	人	0	0	1	1	1	1
	人日	0	0	9	9	9	9
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童 発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援 (※年平均)	人	0	0	2	2	2	2

### 3 地域生活支援事業

#### (1) 必須事業

##### ①理解促進研修・啓発事業

障害のある方に対する理解を深めるための研修、啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図るものです。

##### ■実績と見込量

区 分		第5期計画の実績			第6期計画		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修 ・啓発事業	有・無	無	無	無	無	無	無

##### ②自発的活動支援事業

障害のある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、本人や家族、地域住民等による自発的な取組みを支援するものです。

##### ■実績と見込量

区 分		第5期計画の実績			第6期計画		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	有・無	無	無	無	無	無	無

##### ③相談支援事業

###### i 障害者相談支援事業

障害のある方やその家族などの保健福祉に対する相談に応じ、障害福祉サービスなどの必要な情報提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関と連絡調整し、権利擁護のために必要な援助を行います。

###### ii 基幹相談支援センター等機能強化事業

困難ケースの対応や、相談支援事業者への指導・助言を行うために必要な社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員の配置を行い、相談支援機能の強化を図る事業です。

###### iii 住宅入居等支援事業

賃貸住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しながら、保証人がいない等の理由で入居が困難な方に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行うものです。

## ■実績と見込量

区 分		第5期計画の実績			第6期計画		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	有・無	無	無	無	無	無	有
基幹相談支援センター 等機能強化事業	有・無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有・無	無	無	無	無	無	無

## ④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害・精神障害のある方に対して、成年後見制度の利用を促進し、成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用など）及び後見人などの報酬の全部又は一部を助成する事業です。

## ■実績と見込量

区 分		第5期計画の実績			第6期計画		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用 支援事業	人	1	1	1	1	1	1

## ⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見の活動を支援するために、実施団体に対して法人後見に必要な知識・技能・倫理の修得ができる内容の研修等を行う事業です。

## ■実績と見込量

区 分		第5期計画の実績			第6期計画		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人 後見支援事業	有・無	無	無	無	無	無	無

## ⑥意思疎通支援事業

聴覚障害や言語障害、音声機能その他の障害のため、意思の疎通が困難な方の要請に対して手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、点訳、代筆、代読、音声訳による支援等を行う事業です。

## ■実績と見込量（年間）

区 分		第5期計画の実績			第6期計画		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者 ・要約筆記者派遣事業	件	0	0	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	人	0	0	0	0	0	0

## ⑦日常生活用具給付等事業

障害のある方に対して、日常生活に必要な用具を給付又は貸与するサービスです。第5期の利用実績等を勘案し、利用量を見込みました。障害のある方の特性やニーズを的確に把握し、必要性に応じ基準を見直すなど、サービスの充実を図ります。

## ■実績と見込量（年間）

区 分		第5期計画の実績			第6期計画		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護訓練支援用具	件数	0	1	0	1	1	1
自立生活支援用具	件数	0	1	1	1	1	1
在宅療養等支援用具	件数	0	0	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件数	12	12	7	12	12	12
排泄管理支援用具	件数	168	150	166	160	160	160
住宅改修費	件数	0	0	0	1	1	1

## ⑧手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員を養成し、日常会話程度の手話表現技術を身につけてもらうことにより、聴覚に障害ある方との交流を図り、支援を行う人材を確保する事業です。

## ■実績と見込量（年間）

区 分		第5期計画の実績			第6期計画		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成 研修事業	人	0	0	0	0	0	0

## ⑨移動支援事業

障害のある方で、屋外での移動が困難な方に対して、複数人員による支援などの対応を図り、社会生活上必要な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出支援を提供します。当町では外ヶ浜町社会福祉協議会へ委託し、外出支援をしています。

## ■実績と見込量（年間）

区 分		第5期計画の実績			第6期計画		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実利用者数 (人)	3	3	3	4	4	4
	利用時間 (時間)	82	73	61	75	75	75



## ⑩地域活動支援センター

障害のある方を対象に、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図ることを目的とします。

## ■実績と見込量（年間）

区 分		第5期計画の実績			第6期計画		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援 センター	箇所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数	10	10	9	9	9	9

**(2) 任意事業（その他の事業）****①日中一時支援事業**

障害のある方に、日中における活動の場を確保することにより、日常的に介護している家族の負担軽減を図る事業です。

**■実績と見込量（年間）**

区 分		第5期計画の実績			第6期計画		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	利用者数 (人)	0	1	0	1	1	2

**②自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業**

身体に障害のある方が自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成し、社会参加の促進を図る事業です。

**■実績と見込量（年間）**

区 分		第5期計画の実績			第6期計画		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得 費及び自動車改造費 助成事業	利用者数 (人)	1	0	0	1	1	1

## 第4章

# 計画の推進体制



## 第4章 計画の推進体制

### 1 計画の推進に向けて

#### (1) 制度の周知

近年、国では、地域における共生社会の実現に向け、障害者総合支援法の改正を始め、さまざまな障害者制度の改革が進められています。

今後、利用者が適切なサービスを利用していくために、制度の理解を深めていくことが不可欠です。

制度の実施に当たっては、広報やホームページによって随時制度の周知、啓発を図ります。また、相談支援機関を始めとする各種事業所等にも情報提供を積極的に行います。円滑な事業の実施やサービスの適切な利用を進めます。

#### (2) 関係機関との連携強化

本計画の円滑な推進を図るために、国及び県の動向を踏まえた適切な施策展開を図るとともに、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるよう近隣市町村との連携を目指します。

また、保健、医療、福祉、教育、労働など広範な分野にわたる総合的な施策については、庁内関係課及び社会福祉協議会、医療機関、民生委員、児童委員、ボランティア、障害者団体、サービス提供事業者との連携を図り、計画を総合的に推進します。

#### (3) 人材の育成・確保

今後、複雑化、多様化することが見込まれる障害者ニーズに対応できるよう、障害担当職員の育成、確保し、各種研修等に参加することにより、意識の向上に努めます。

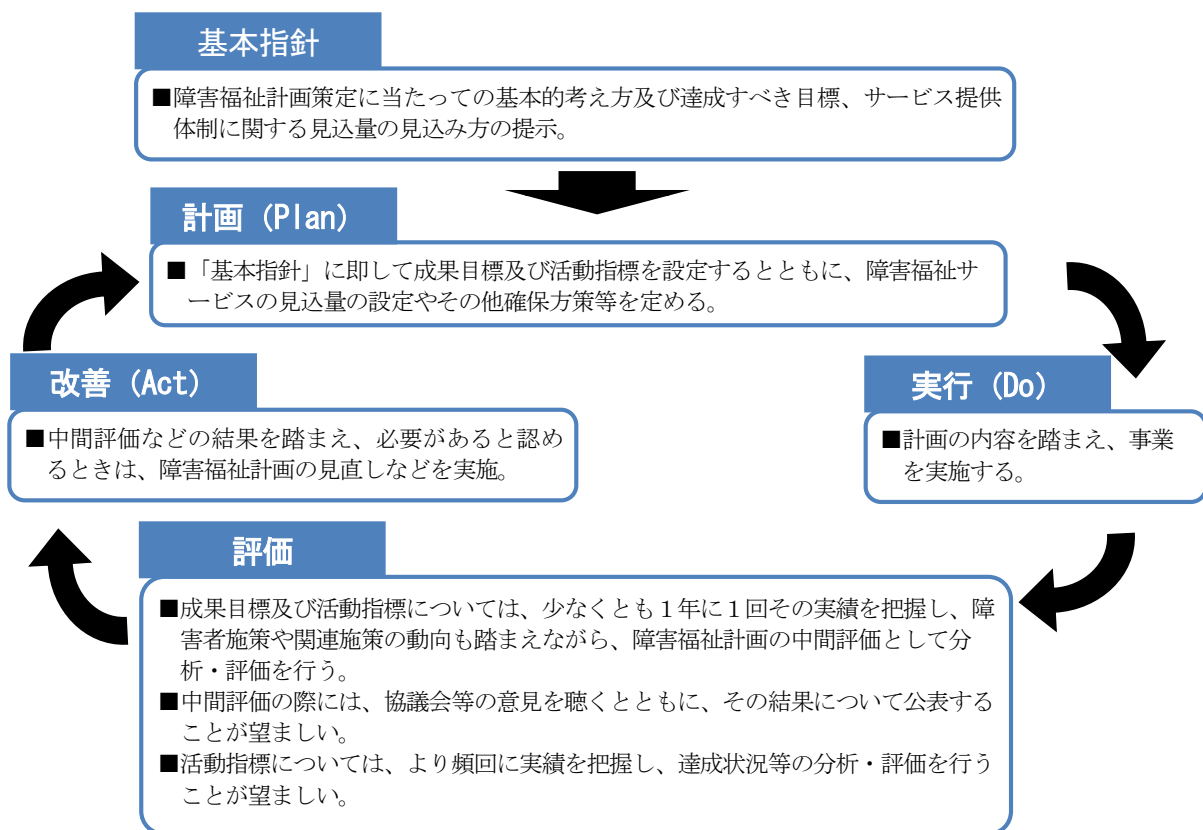
## 2 計画の進行管理

### ・計画の点検・評価体制の整備

障害者総合支援法では、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置（PDCAサイクル）を行うものとされています。

本計画の実施に当たり、「数値目標」及び「サービス見込量」の実績値を年1回は把握し、障害者施策等の動向を踏まえながら、分析、評価を行います。

### （障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ）



## 外ヶ浜町 第6期障害福祉計画

令和3～5年度

令和3年3月

発行 外ヶ浜町 福祉課

〒030-1393 青森県東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田 43-2

TEL (0174)22-2941 FAX (0174)31-1060